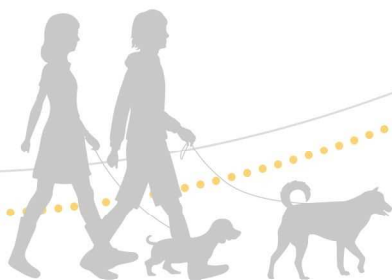
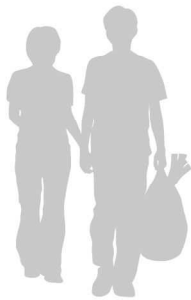
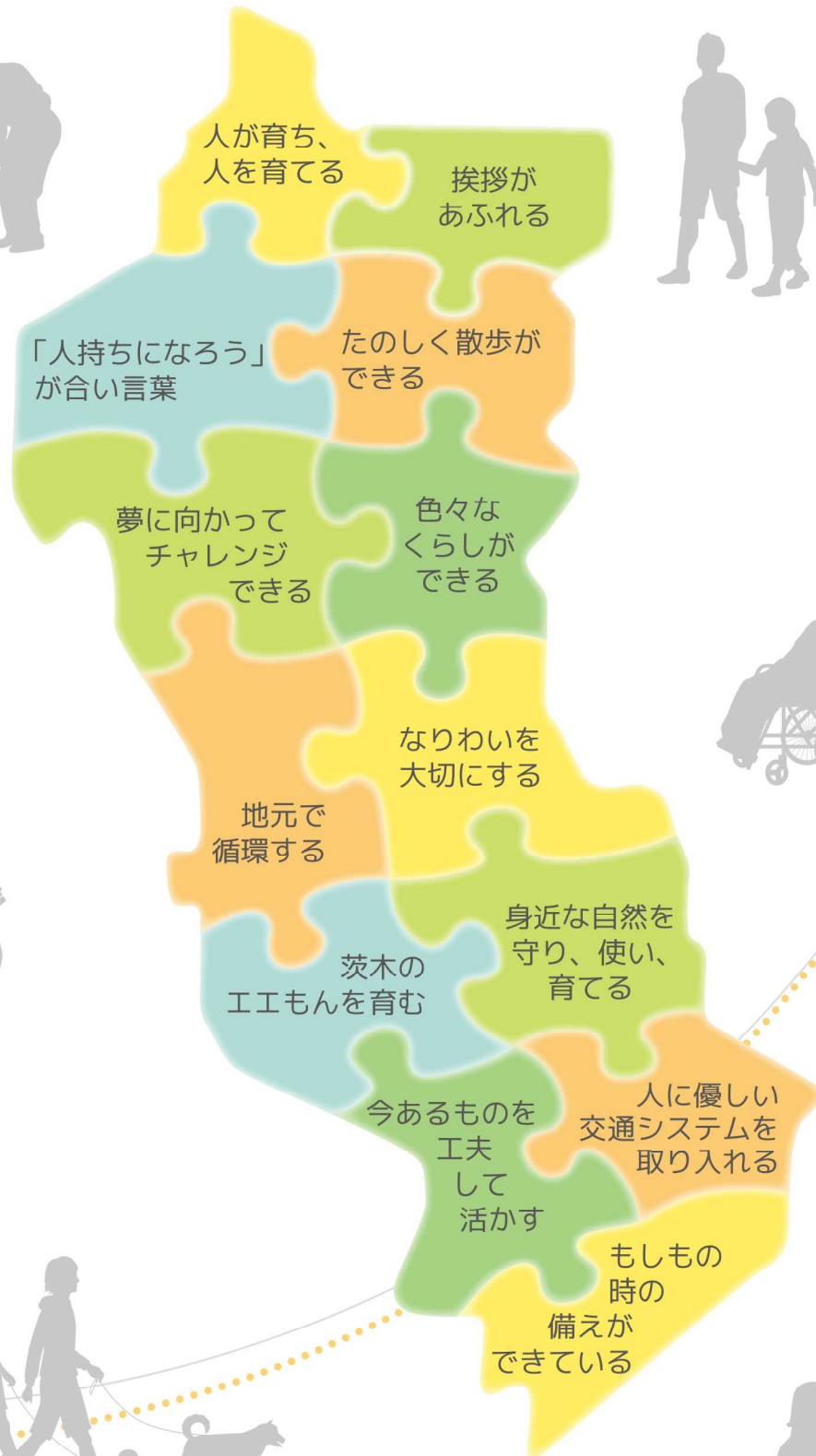
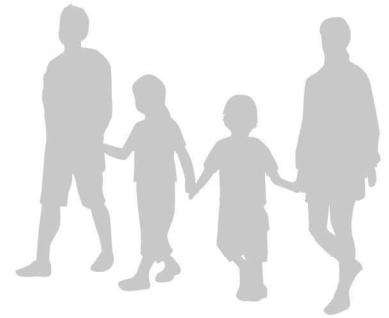


# 茨木市都市計画マスタープラン

～「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木～





都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)は、1992年(平成4年)に施行された都市計画法の改正で策定が位置付けられました。

本市では、1998年(平成10年)に第1次都市計画マスタープラン、2007年(平成19年)に第2次都市計画マスタープランを策定し、計画的にまちづくりを進めてまいりました。

そして、この度、本市の将来のあるべき姿と方向性を明らかにした第5次総合計画の策定と歩調を合わせ、都市計画マスタープランの改定を行いました。

我が国は、少子高齢化が進展し、人口減少社会が到来しています。この大きな流れを踏まえた取り組みが今、求められています。

一方、本市は広域的な交通環境に恵まれた優れた立地環境を有しています。市街地部では、立命館大学大阪いばらきキャンパスの開校、東芝スマートコミュニティ構想、(仮称)JR総持寺駅の設置といった未来の本市をリードする新しい動きが、また、北部地域では、彩都、安威川ダム、新名神高速道路の建設が進んでいます。

これらのプロジェクトを活かしながら、夢と希望のある都市づくりを推進していかなければなりません。

この都市計画マスタープランは、このような本市のこれからの姿を市民の皆さんとともに考え、つくってきたものであり、新たな時代を描いた「都市計画マスタープラン」となったと考えています。

本市といたしましては、第5次総合計画および本マスタープランに基づき、「夢がふれるまち いばらき」のまちづくりを推進してまいります。

また、市民の皆さんのまちづくり活動等に本マスタープランをご活用していただきたいと期待しております。

最後になりましたが、本マスタープランの改定にあたりまして、熱心に議論していただきました都市計画審議会委員および貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成27年(2015年)3月

後本市長 木本保平

# 目次

## 序章 都市計画マスタープラン改定について.....1

---

1	都市計画とまちづくり ～マスタープラン改定に寄せて～ .....	2
	(1) 本市の基本計画（昭和34年） .....	2
	(2) 現在（平成27年）の本市の状況 .....	3
	(3) これからを見据えたマスタープランとして .....	3
	(4) 時代を先導する都市計画マスタープランとして .....	4
2	都市計画マスタープランの位置づけと役割 .....	5
	(1) 都市計画マスタープラン改定の背景 .....	5
	(2) これからの都市計画マスタープランが果たすべき役割 .....	6
	(3) 都市計画マスタープランの位置づけ .....	7
	(4) 都市計画マスタープランの目標年次 .....	7
	(5) 都市計画マスタープランの構成と特徴 .....	8
	(6) 策定プロセスにおける市民参画 .....	9
3	本市の都市づくりの歩みと 現在の都市づくりを取り巻く社会情勢の変化 .....	10
	(1) 本市の都市づくりの歩み .....	10
	(2) 現在の都市づくりを取り巻く社会情勢の変化 .....	11

## 第1章 市民が考えるまちの姿.....15

---

1	はじめに .....	16
2	キャッチフレーズ .....	17
3	市民が考えるまちの姿 .....	19

## 第2章 都市づくりプラン.....33

---

1	本市における都市構造・土地利用の考え方 .....	34
2	都市づくりプラン .....	37
	テーマ①広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める .....	39
	テーマ②無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める .....	40
	テーマ③既存ストックの有効活用を進める .....	42
	テーマ④暮らしの安全・安心を確保する .....	44
	テーマ⑤良好でうるおいのある住環境の形成を進める .....	48
	テーマ⑥多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ .....	52
	テーマ⑦都市の活力を高める産業を創り、守り育てる .....	54

テーマ⑧暮らしを支える「拠点」を活性化する .....	56
テーマ⑨憩いと癒しの空間を守り、つくる .....	60
テーマ⑩まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める .....	62
テーマ⑪地域と暮らしを支える交通システムを構築する .....	66
テーマ⑫人と環境にやさしい都市づくりを進める .....	70
テーマ⑬市民・民間によるまちづくりを進める .....	72
<b>3 都市構造</b> .....	<b>75</b>
本市における都市構造・土地利用の考え方と都市構造の区分 .....	75
都市構造図 .....	77
都市構造の区分① 中心市街地（都市拠点） .....	78
都市構造の区分② 地域拠点・生活拠点 .....	80
都市構造の区分③ 北部地域 .....	82
都市構造の区分④ 産業集積地域 .....	84
都市構造の区分⑤ 一団の住宅地 .....	86
都市構造の区分⑥ 市街地に隣接したみどり .....	88

## 第3章 都市づくりとまちづくりの進め方.....91

---

<b>1 都市づくりとまちづくり施策の推進</b> .....	<b>92</b>
(1) 施策推進の姿勢 .....	92
(2) 進捗管理の仕組み .....	92
<b>2 都市づくりやまちづくりの主体となる市民・民間との連携・協働</b> .....	<b>93</b>
(1) 市民との連携・協働 .....	93
(2) 民間との連携・協働 .....	96
(3) 市民・民間との連携・協働の推進に向けて .....	98

<b>用語説明</b> .....	<b>101</b>
-------------------	------------

本文中、※印を付している語句について用語解説を行っています

<b>参考資料</b> .....	<b>S-1</b>
-------------------	------------

## 都市計画マスタープラン内での用語の使い分けについて

### ■都市計画、都市づくり、まちづくり

都市計画と都市づくり、まちづくりは以下のように使い分けを行います

都市計画…法や制度としての都市計画や学問領域、理論をさす場合に使用

都市づくり…都市計画や都市整備など、市としての大きな方針に係わる活動をさす場合に使用

まちづくり…地域における住民、企業、行政等による自律的で継続的な環境改善に関する活動をさす場合に使用

### ■市民、住民、民間

市民と住民、民間は以下のように使い分けを行います

住民…一定の地域の居住者を想定する場合に使用

市民…市内居住者全般をさす場合に使用

市民等…市内居住者だけでなく、在学、在勤など本市において活動するあらゆる人々をさす場合に使用

民間…企業、事業者、大学、NPOなどの主体